

請負工事入札参加資格者 各位

高知市長 岡崎 誠也

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価の
運用（請負工事）に係る特例措置について（お知らせ）

高知県における令和3年3月1日から適用の公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）は、令和2年3月から適用した公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で約0.8%上昇しています。

については、建設事業者において、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和3年2月19日付け国不入企第34号）の趣旨に則った適切な対応が図られるよう、下記のとおり特例措置を講ずることとしました。

記

1 特例措置の内容

新労務単価の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、建設工事請負契約書第65条に基づき、旧労務単価による契約を新労務単価による契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 具体的な取扱い

- (1) 請負契約締結日が令和3年3月1日以降の契約で、旧労務単価を適用して請負対象金額を積算しているものであって、かつ、工期の末日が令和3年4月1日以降となるものについては、次の方式により算出された請負代金額の変更の協議を請求することができる。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

- (2) 契約締結日が令和3年2月28日以前の工事のうち、令和3年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、建設工事請負契約書第26条第6項の規定によるものとする。（インフレスライド条項）

- (3) 契約締結日が令和3年2月28日以前の工事のうち、令和3年3月1日において工期の始期が到来しているものについては、建設工事請負契約書第26条第6項の規定によるものとする。（インフレスライド条項）

3 特例措置の運用

(1) 対象工事の受注者への通知(様式1)

対象工事の受注者に、特例措置の対象工事であることを発注者（監督職員）から通知する。

（当初の工期の末日が令和3年3月31日以前であったが、工期の延長により工期の末日が令和3年4月1日以降になった工事も同様に通知する。）

(2) 請負代金額の変更協議の請求(様式2)

ア 受注者は特例措置に基づく協議を請求する場合は発注者に協議書を提出する。

イ 請求期限は、令和3年4月23日（金）までとする。

(3) 変更協議手続

変更協議は、工事請負契約書に基づき行う。

監督様式 第4号「工事打合せ簿」等により、書面により手続を行うこととする。

4 その他

(1) 誓約

特例措置の趣旨に則り技能労働者への適切な賃金水準の確保に適切に対応し、誓約することを本申請の要件とする（協議書（様式2）に記載）。

(2) 適用事業所の公表

本特例措置を適用した事業所名・工事名等はホームページ上で公表する。

(問い合わせ先)

積算に関すること：技術監理課

TEL 088-823-4018

契約に関すること：契約課

TEL 088-823-9414

様式 1

第 号
令和 年 月 日

受注者 様

高知市長 岡 崎 誠 也

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る
特例措置に基づく請負代金額の変更協議について（通知）

令和 年 月 日に契約を締結した下記の工事については、建設工事請負契約書第65条に基づき、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」（令和3年3月 日付けお知らせ）による請負代金額の変更をするための協議を請求することができます。

本特例措置による協議を請求する場合は、協議書（様式2）を、令和3年4月23日（金）までに提出してください。

なお、詳細は下記の高知市総務部契約課ホームページでご確認ください。

記

- 1 工 事 名 ○○○○工事
- 2 受領書の提出 本通知を受領した場合は、以下の受領書に必要事項を記載の上、郵送等により書面（押印入）を提出してください。
- 3 受領書提出先及び問合せ先 高知市○○課 担当：○○（TEL○○○-○○○-○○○○）
- 4 特例措置の詳細 高知市総務部契約課ホームページ

受 領 書

上記、通知については、受領しました。

令和 年 月 日

住所

会社名

代表者名

印

様式2

令和 年 月 日

高知市長 岡崎 誠也 様

受注者 所在地

会社名

代表者名

印

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る
特例措置に基づく請負代金額の変更について(協議)

令和3年3月1日から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に基づく請負代金額変更の協議を下記のとおり請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 日	
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円 (うち消費税及び地方消費税の額 円)
備 考	

(誓 約)

本協議に基づく請負代金額の変更が成立した際には、下請負者との請負契約や技能労働者の賃金水準の引上げ等について、特例措置の趣旨にのっとり適切に対応することを誓約します。

【参考】 特例措置の適用に係る手順例

